

(参考) 家畜改良増殖法について

(絶対的欠格事由)

- **第 17 条第 1 項**

「家畜改良増殖法」・「家畜伝染病予防法」・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」・「獣医師法」・「獣医療法」・「家畜商法」、または、これらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられてから 2 年を経過していない者には、免許を与えない

(相対的欠格事由)

- **第 17 条第 2 項**

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる

- ・ **第 3 号**

「家畜伝染病予防法」・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」・「獣医師法」・「獣医療法」・「家畜商法」、または、これらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

- ・ **第 4 号**

「家畜改良増殖法」、または、この法律に基づく命令の規定に違反した者